

宮代町 農業委員会だより



☁ 地域計画とは

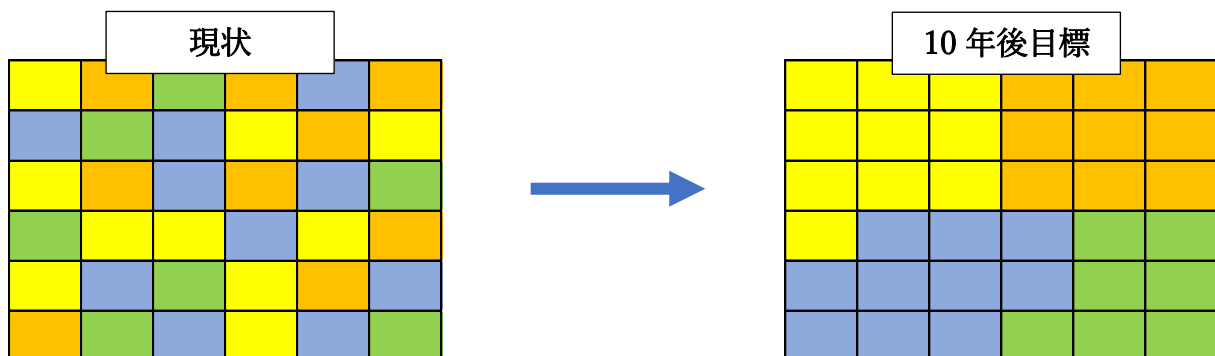
10年後の地域の農地利用についてを示した「目標地図」を作成し、農作業がしやすい環境を整える計画です。

☁ 目標地図とは

地域の関係者の話し合いをもとに、耕作者ごとに集約化に向けた調整を行い、10年後の筆ごとの耕作者を示した地図のことです。（下図参照）

※目標地図によって権利が設定されるものではありません。

【目標地図イメージ】



宮代町では、令和5年度から順次、将来の農地利用に関する意向調査、目標地図の作成に向けた話し合いを実施する予定です。地域計画の策定に当たっては農業者の方や地域の皆様の幅広いご意見が必要です。地域農業の維持・発展のために地域計画の策定にご協力をお願いいたします。

目次

- 地域計画の策定について
- 農家組合長会議の開催について
- 相続登記義務化について
- 相続土地国庫帰属制度について
- 違法転用について
- 農業委員会からのお知らせ



令和5年度農家組合長会議を開催しました



日にち：令和5年7月4日(火)

場所：JA 南彩宮代支店 2階会議室

参加人数：農家組合長 39 名

会議当日は、JA 南彩、埼玉県農業共済組合、宮代町地域農業再生協議会、宮代町の担当職員が農家組合長の皆様へ「経営所得安定対策等の取組み状況やそれに伴う各種助成金の内容について」、「多面的機能支払交付金制度の活用について」、「令和5年度宮代町農業振興事業の概要について」などの説明を行いました。



まとめ知識



※経営所得安定対策とは

麦・大豆などの販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を生産・販売する農家へ差額分を交付することにより、農業経営の安定や食料自給率を維持することを目的とした国の制度です。

※多面的機能支払交付金とは

地域・集落による農地や水路・農道等の保全のための共同活動を支援する制度です。宮代町では、4つの地域（「若宮地区陸田管理組合」、「中地区水田管理組合」、「内野地区農地管理組合」、「沖の山地区水田管理組合」）がこの制度を活用し、共同活動に取り組んでいます。



相続登記申請が義務化されました！！



令和6年4月1日から、相続により不動産の所有権を取得された方は相続開始を知った日から3年以内に相続登記の申請を行うことが義務化されました。正当な理由なく登記の申請を怠ったときは10万円以下の過料の対象となります。

また、義務化施行日(令和6年4月1日)より前に発生している相続についても対象となりますので注意しましょう。

相続放棄をした場合や相続人以外の第三者へ遺贈する場合などは、相続登記の義務は発生しません。

なお、遺産分割協議が整わない場合などで、速やかな相続登記の申請が難しい場合でも、相続人が申請義務を簡易的に果たせる「相続人申告登記」も同日に施行されます。
※相続人申告登記はあくまで簡易的な報告的登記となるため、遺産分割が完了した場合は登記が必要になります。



相続土地国庫帰属制度が創設されました



相続や遺贈で得た土地の管理に負担がかかり、手放したいと考える方が、一定の要件(※1)を満たした場合に、負担金(※2)を支払うことによって、土地を手放して国に引き渡すことを可能とする制度です。相続土地国庫帰属制度を活用するには、法務局へ申請が必要です。ご希望の方はまずは法務局へご相談ください。

※1 一定の要件とは以下の1～5の項目にすべてあてはまること

1. 建物がない
2. 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されていない
3. 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれていない
4. 土壌汚染対策法上の特定有害物質により汚染されていない
5. 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがない

※2 承認申請にあたっての手数料、及び承認後10年分の土地管理費用相当額(土地の地目や面積によって決定する額。市街化区域内農地や農振農用地の場合、100万円以上かかる場合があります。)



注意！あなたの農地が狙われています！！



言葉巧みに話を持ちかけてあなたの同意を取り、法令手続きを無視して農地に短期間に大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。また、農地を農地以外の用途で利用したい場合は、農地法に基づく許可が必要です。違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は行為者だけでなく農地所有者に及ぶこともあります。



綺麗にして返すから、
ここの農地を一時的に資材
置場として貸してほしい。

土砂等の堆積



綺麗にして返してくれる
なら、ちょっとくらい
いいかな・・・



こんなつもりじゃ
なかったのに・・・

トラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に農地を貸さない、定期的に農地を見回るなど、自分の農地は自分で守りましょう。

～農業委員会からのお知らせ～



農業者年金に加入しませんか？



【担当】

宮代町農業委員会事務局

0480-34-1111(内 269)

【農業者年金の加入資格】

- 国民年金の第1号保険者 ●60歳未満(国民保険の任意加入者は65歳未満)
- 年間60日以上農作業に従事

【加入のメリット】

- 少子高齢化に強い積立方式、長期で安定した制度です。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。
- 保険料は月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自分で選ぶことができ、いつでも見直しができます。



農業委員会への許可申請の締切日について



農業委員会への許可申請の締切日は毎月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)となっております。

農業委員会総会開催日は毎月25日です。(25日が閉庁日の場合は直近の開庁日)
※届出は随時受付けております。

※農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用を予定している場合は、許可の申請の前に農用地区域から除外する手続きが必要です。詳細については町農地調整担当までお問い合わせください。

編集後記

今年の夏に限らず、毎年記録づくめの異常気象が話題になっています。国連グテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は、終わりで地球沸騰化の時代が到来した」と訴えました。私も、農作業をしていて肌で、感じます。猛暑日の年間日数や大雨の年間発生件数の増をはじめ、桜の開花、栽培しているジャガイモをはじめブルーベリー・栗等も毎年収穫時期の前倒し、畑の草の繁茂の激しさ等からも伺えます。米も、気温上昇により、米粒が白濁した白未熟粒の発生等、農家にとって後継者不在による農地の遊休地化、耕作放棄地の増大に益々拍車がかかり、今後の農地の展望をしっかりと描く必要に迫られています。そのためにも町、JA、農家組合長等の関係の皆様をはじめ、農地所有者の方と協働して、十年後の農地の在り方を法律に基づきランドデザインすることが、急務です。どうか令和六年度末まで、策定が義務化されている地域計画の策定にご理解ご協力を頂ければ幸いです。

農業委員会会長 折原 正英

地球温暖化のせいのか、今年の夏も猛暑が続く、田や畑で作業する農家には、大変厳しい日々が続きました。エネルギーや飼料、肥料は、高騰したままなのに、農産物の価格は一向に上昇しません。止められない農家の高齢化、十年後どころか五年後さえ見通せないのが現状です。そんな中、今年度から地域計画が始まりました。点在する農地を集約有効利用することが目標です。これからの十年先を前向きに考えてみませんか。

農業委員 飯塚 信利